

2023年7月7日

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 藤井 克裕 殿

株式会社スターリーナイトカンパニー
代表取締役 木村 敏彰

回答書

前略

当社は、貴法人からの2023年6月5日付け「お問合せ」と題する書面（以下「貴書面」といいます。）に対して、以下のとおり回答いたします。

1. ご質問 1(1)①について

当社チケット規定第2条と消費者契約法第10条との関係につきましては、貴法人を原告、当社を被告として、現在、大阪地裁に係属している訴訟（事件番号：令和5年（ワ）第3112号。以下「別件訴訟」といいます。）において争点となっておりますため、本書での回答は差し控えさせていただきます。

2. ご質問 1(1)②について

当社は、「Lantern Night～空飛ぶクリスマスツリー～2022」について、「中止、中断、変更、停止、廃止、遅滞」といった対応を行っておりませんので、返金要請の状況等に関する回答は不要と思料します。

3. ご質問 1(2)①について

イベント中止保証付きチケットについて消費者契約法第10条の観点から検討するためには、その前提として、予定していたイベントが予定どおり行われなかった場合におけるチケット代金の取扱いについて検討する必要がありますところ、この点は上記1.のとおり別件訴訟において争点となっておりますので、本書での回答は差し控えさせていただきます。

4. ご質問 1(2)②及び同③について

イベント中止保証付きチケットは、2022年7月から8月にかけて開催した「七夕スカイランタン祭り 2022」から販売を開始しております。

その他詳細は別件訴訟とも関連しますので、本書での回答は差し控えさせていただきます。

5. ご質問 2(1)について

貴書面に記載のイベントのうち、当社がその開催を中止したものは下記のとおりです。中止理由等につきましては、別件訴訟と関連しますので、本書での回答は差し控えさせていただきます。

記

⑤ 「Lantern Night～空飛ぶクリスマスツリー～2021」

会場：大阪（屋外企画・住之江公園）

開催日：2021年12月17日、12月19日

6. ご質問 2(2)①及び同②について

中止判断基準の具体的な根拠や判断方法の詳細につきましては、別件訴訟とも関連しますので、本書での回答は差し控えさせていただきます。

7. ご質問 3 について

当社チケット規定第 6 条は、当社に帰責事由がある場合における当社の損害賠償責任を全部免責する趣旨の規定ではありません。

また、当社において、これまでに通信障害に関してお客様からお問い合わせを受けた事例は認識しておりません。

8. ご質問 4(1)及び(2)について

当社としましては、イベントの対応については万全を期していると認識しております。ご指摘の苦情は、どのイベントに対するものか不明で、また具体的な内容も分かりませんので、回答は差し控えさせていただきます。

草々